

申請日 2023 年 1 月 30 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷 博司 殿

コモンズ投信株式会社
代表取締役社長 伊井 哲朗

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額等 (2022 年 11 月末現在)

資本金	1 億円
発行可能株式総数	90,000 株
発行済株式総数	66,402 株
最近 5 年間における資本金の額の増減	
2018 年 12 月	資本金 7 億 95 万 5,000 円に増資
2019 年 3 月	資本金 7 億 7,594 万 7,500 円に増資
2022 年 3 月	資本金 1 億円に減資

(2) 委託会社の機構 (2022 年 11 月末現在)

① 経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は 5 名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

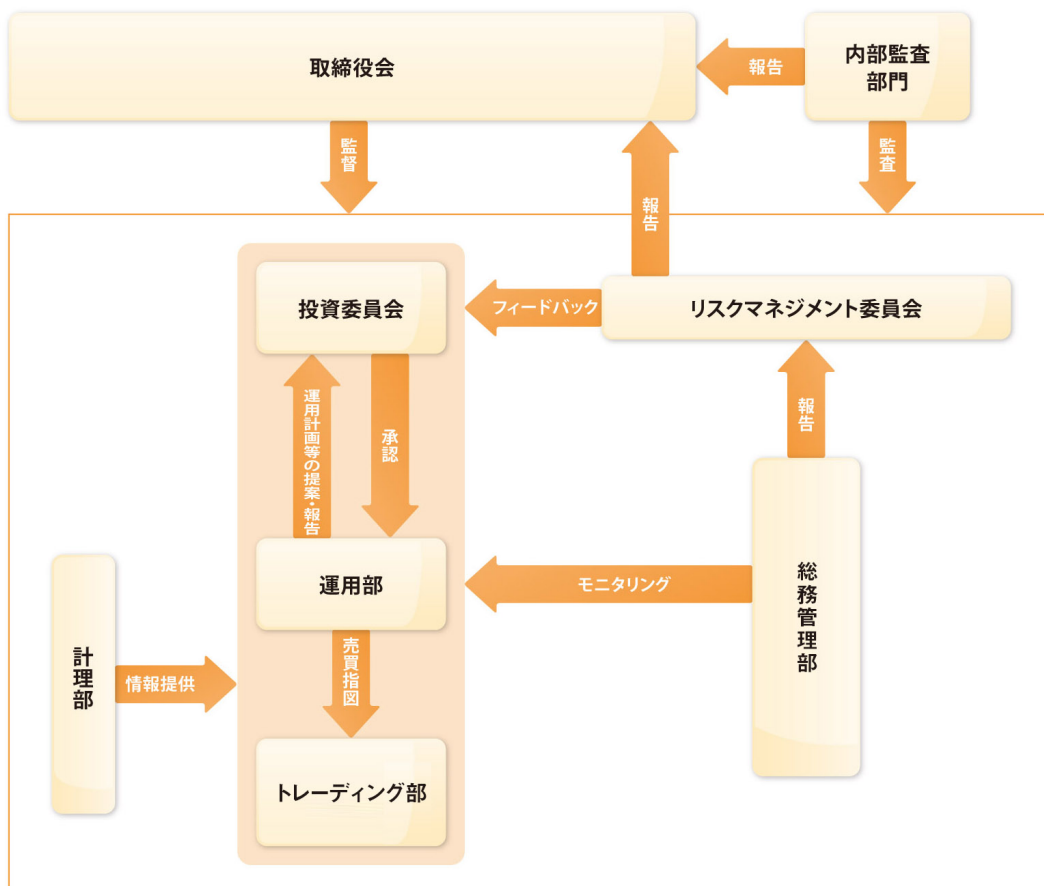
取締役会は、その決議をもって、取締役中より取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、コンプライアンス部、顧客業務部、マーケティング部、総務管理部、計理部、運用部、トレーディング部、システム部の業務執行について、法令または定款に定めのある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定するとともに、指揮監督を行います。

② 運用体制

ファンドの運用体制、運用に係る内部管理および意思決定を監督する組織等は次の通りです。



※当社ではファンドの運用に関する社内規則として、運用規程、投資委員会規程、リスクマネジメント委員会規程および議決権行使に関する方針、運用の組入比率に関するガイドライン等を定めております。

<業務内容>

○取締役会

- ・運用体制全般についての管理監督

○投資委員会

- ・ 投資信託財産にかかる運用目的や運用方針の決定

○運用部

- ・ 運用計画の策定、投資委員会への提案・報告等
- ・ ガイドラインに従ったポートフォリオの作成
- ・ マクロ・ミクロ(企業調査等)の調査・分析
- ・ 運用に係る売買の執行の指示

○トレーディング部

- ・ 運用部の指示に基づく売買の執行

○計理部

- ・ 日々の投資信託財産の純資産総額の算出等、信託財産の管理。運用部等への信託財産に係る各種情報の提供

○総務管理部

- ・ 運用状況、法令諸規則等の遵守状況のモニタリングおよびモニタリング結果のリスクマネジメント委員会への報告

○リスクマネジメント委員会

- ・ 前述のモニタリング結果の評価および評価結果の各部門へのフィードバックと取締役会への報告

○内部監査部門

- ・ 運用体制全般について内部管理態勢の適切性並びに有効性の検証および検証結果の取締役会への報告

※ファンドの運用体制等は2022年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 事業の内容及び営業の概況

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める受益権の直接募集業務を行います。2022年11月末日現在、当社は下記のとおり、投資信託（親投資信託を除きます。）の運用を行なっています。

商品分類	本数	純資産（百万円）
追加型株式投資信託	7	82,048

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、他表の数字の合計と一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるコモンズ投信株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額について、千円単位の表示箇所ものは、端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 15 期事業年度(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度末 (2021年3月31日現在)		当事業年度末 (2022年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I. 流動資産					
現金及び預金		40,388		40,534	
直販顧客分別金信託		159,785		203,599	
立替金		-		5,320	
前払費用		1,710		1,553	
前払金		20		-	
未収委託者報酬		139,087		167,919	
未収収益		95		-	
未収入金		66		11	
未収還付法人税等		-		7,331	
流動資産合計		341,153	95.8	426,270	86.5
II. 固定資産					
有形固定資産					
器具備品	※1	477		362	
リース資産	※1	2,823		2,070	
有形固定資産合計		3,301	0.9	2,432	0.5
無形固定資産					
ソフトウェア		1,092		4,310	
無形固定資産合計		1,092	0.3	4,310	0.9
投資その他の資産					
投資有価証券		465		401	
長期前払費用		1,450		2,625	
差入保証金		8,645		8,398	
繰延税金資産		-		48,389	
その他		10		10	
投資その他の資産合計		10,570	3.0	59,825	12.1
固定資産合計		14,964	4.2	66,568	13.5
資産合計		356,117	100.0	492,839	100.0

		前事業年度末 (2021年3月31日現在)		当事業年度末 (2022年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I. 流動負債					
リース債務		1,528		839	
預り金		44,527		8,090	
顧客からの預り金		20,109		22,469	
前受収益		371		346	
未払費用		30,246		36,329	
未払金		15,980		17,864	
未払法人税等		9,107		-	
未払消費税等		3,757		4,717	
賞与引当金		-		10,000	
流動負債合計		125,629	35.3	100,658	20.4
II. 固定負債					
リース債務		3,270		1,589	
長期未払金		-		867	
繰延税金負債		50		-	
固定負債合計		3,320	0.9	2,456	0.5
負債合計					
		128,950	36.2	103,114	20.9
(純資産の部)					
I. 株主資本					
資本金		775,947	217.9	100,000	20.3
資本剰余金					
資本準備金		775,947		100,000	
その他資本剰余金		-		27,054	
資本剰余金合計		775,947	217.9	127,054	25.8
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△1,324,841		162,604	
利益剰余金合計		△1,324,841	△372.0	162,604	33.0
株主資本合計		227,053	63.8	389,658	79.1
II. 評価・換算差額等					

その他有価証券 評価差額金			114			66	
評価・換算差額等合計			114	0.0		66	0.0
純資産合計			227,167	63.8		389,724	79.1
負債・純資産合計			356,117	100.0		492,839	100.0

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
I. 営業収益					
委託者報酬		394,433		555,863	
その他営業収益		2,621		3,000	
営業収益合計		397,055	100.0	558,864	100.0
II. 営業費用					
広告宣伝費		5,314		10,518	
事務委託費		101,875		119,370	
支払手数料		98,382		128,707	
その他		5,649		6,027	
営業費用合計		211,221	53.2	264,623	47.4
III. 一般管理費					
給料		93,288		124,975	
役員報酬		22,565		33,541	
給料手当		70,723		69,483	
役員賞与		-		5,250	
賞与		-		6,700	
賞与引当金繰入額		-		10,000	
法定福利費		13,770		15,169	
租税公課		9,792		110	
地代家賃		8,532		8,445	
支払報酬		10,451		12,085	
固定資産減価償却費		1,334		1,955	
その他		17,716		18,040	
一般管理費合計		154,886	39.0	180,781	32.3
営業利益		30,947	7.8	113,458	20.3

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
		百分比 (%)		百分比 (%)	
IV. 営業外収益					
受取利息		15		17	
受取手数料		817		1,221	
助成金収入		1,197		-	
その他		0		0	
営業外収益合計		2,030	0.5	1,239	0.2
V. 営業外費用					
支払利息	※1	181		90	
その他		79		134	
営業外費用合計		261	0.1	224	0.0
経常利益		32,716	8.2	114,473	20.5
税引前当期純利益		32,716	8.2	114,473	20.5
法人税、住民税及び事業税		5,644	1.4	293	0.1
法人税等調整額		-	-	△48,424	△8.7
当期純利益		27,072	6.8	162,605	29.1

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金						
				繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計					
2020年4月1日残高	775,947	775,947	775,947	△ 1,351,914	△ 1,351,914	199,980	△ 46	△ 46	199,934	
当期変動額										
当期純利益				27,072	27,072	27,072			27,072	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							160	160	160	
当期変動額合計	—	—	—	27,072	27,072	27,072	160	160	27,232	
2021年3月31日残高	775,947	775,947	775,947	△ 1,324,841	△ 1,324,841	227,053	114	114	227,167	

当事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金		評価・換算差 額等合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金					
					繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
2021年4月1日残高	775,947	775,947	—	775,947	△ 1,324,841	△ 1,324,841	227,053	114	114	227,167
当期変動額										
減資	△ 675,947	△ 675,947	1,351,895	675,947			—			—
欠損填補			△ 1,324,841	△ 1,324,841	1,324,841	1,324,841	—			—
当期純利益					162,605	162,605	162,605			162,605
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							△ 48	△ 48	△ 48	
当期変動額合計	△ 675,947	△ 675,947	27,054	△ 648,893	1,487,446	1,487,446	162,605	△ 48	△ 48	162,557
2022年3月31日残高	100,000	100,000	27,054	127,054	162,604	162,604	389,658	66	66	389,724

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15 年

器具備品 5 年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5 年) に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

委託者報酬

委託者報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 2021年3月31日	当事業年度 2022年3月31日
繰延税金資産	-	48,389

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があることと判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上することとしております。

なお、この見積りの結果は、「税効果会計関係」に注記のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、翌期の業績や経営環境の変化によっては見積りに重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による、当事業年度に係る財務諸表への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載していません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産から控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。なお減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(単位：千円)

	前事業年度 2021年3月31日	当事業年度 2022年3月31日
建物附属設備	8,688	8,688
器具備品	4,221	1,257
リース資産	4,158	1,694
合計	17,068	11,639

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	100,000千円	100,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	100,000千円	100,000千円

(損益計算書関係)

前事業年度(自2020年4月1日至2021年3月31日)

※1 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

支払利息 63千円

当事業年度(自2021年4月1日至2022年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2020年4月1日至2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A種類株式	116	—	—	116
B種類株式	13,880	—	—	13,880
C種類株式	52,406	—	—	52,406
合計	66,402	—	—	66,402

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

注. 各種類株式について

A 種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C 種類株式を有する株主は、払込金額の 50%を超える配当を受け取るまでの間、A 種類・B 種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末 株式数
A 種類株式	116	—	—	116
B 種類株式	13,880	—	—	13,880
C 種類株式	52,406	—	—	52,406
合計	66,402	—	—	66,402

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

注. 各種類株式について

A 種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C 種類株式を有する株主は、払込金額の 50%を超える配当を受け取るまでの間、A 種類・B 種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議日	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日定時株主総会	C種類株式	41,924	800	2022年3月31日	2022年6月30日

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引関係

①リース資産の内容

有形固定資産

本社におけるファイルサーバであります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社におきましては、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別管理されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、当社が運用指図するザ・2020 ビジョンS-1 (適格機関投資家専用) のみであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

短期借入金は、主に運転資金調達を目的としたものであり、支払期日は1ヶ月以内であります。

営業債務である未払費用及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また営業債務には外貨建ての債務は含まれておらず、市場リスク等はないと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理は、日々残高照合を行い、当該管理状況については、定期的にリスクマネジメント委員会に報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度 (2021年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	465	465	—
(2) 差入保証金	8,645	8,684	39
資産計	9,110	9,150	39
(1) リース債務	4,798	4,487	△311
負債計	4,798	4,487	△311

※1 現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未払費用、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当事業年度 (2022 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	401	401	—
(2) 差入保証金	8,398	8,408	9
資産計	8,800	8,809	9
(1) リース債務	2,428	2,420	△8
負債計	2,428	2,420	△8

※1 現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収還付法人税等、未払費用、未払金及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2021 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
(1) 現金及び預金	40,388	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	159,785	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	139,087	—	—	—
(4) 差入保証金	—	8,645	—	—
合 計	339,261	8,645	—	—

当事業年度 (2022 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
(1) 現金及び預金	40,534	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	203,599	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	167,919	—	—	—
(4) 差入保証金	—	8,398	—	—
合 計	412,052	8,398	—	—

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2021 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
(1) リース債務	1,528	1,559	979	730	—	—
合 計	1,528	1,559	979	730	—	—

当事業年度 (2022 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
(1) リース債務	839	858	730	—	—	—
合 計	839	858	730	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

時価で貸借対照表に計上している投資有価証券「その他有価証券」は、すべて投資信託であり、基準価額により評価しております。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	8,408	—	8,408
資産計	—	8,408	—	8,408
リース債務	—	2,420	—	2,420
負債計	—	2,420	—	2,420

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金（敷金）の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回りを基礎とした適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（2021年3月31日）

その他有価証券

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	465	300	165
小計	465	300	165
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
合計	465	300	165

当事業年度（2022年3月31日）

その他有価証券

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			

投資信託	401	300	101
小計	401	300	101
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
合計	401	300	101

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、選択制確定拠出年金制度（個々の従業員の意志による、確定拠出年金への拠出もしくは生涯設計手当として給与加算のいずれかを選択）を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
確定拠出制度への要拠出額	2,965	2,945

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,194	—
税務上の繰越欠損金(※2)	243,381	225,916
減価償却超過額	2,153	1,623
賞与引当金	—	3,459
差入保証金(敷金)	944	1,151
その他	—	206
繰延税金資産小計	247,674	232,355
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(※1)	△243,381	△179,877
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,292	△2,317
評価性引当額小計	△247,674	△182,194
繰延税金資産合計	—	50,162
繰延税金負債		
未収事業税	—	1,735
その他有価証券評価差額金	50	35
その他	—	2
繰延税金負債合計	50	1,772
繰延税金資産の純額	—	48,389

(※1) 評価性引当額が 65,479 千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金が減少したことと、将来課税所得見積額の増加に伴い回収可能性を再検討した結果、新たに繰延税金資産を計上したことによるものであります。

(※2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2021 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	43,394	41,250	40,634	35,701	28,033	54,366	243,381
評価性引当額	△43,394	△41,250	△40,634	△35,701	△28,033	△54,366	△243,381
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

当事業年度 (2022 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	46,598	45,902	40,330	31,668	24,353	37,061	225,916
評価性引当額	△559	△45,902	△40,330	△31,668	△24,353	△37,061	△179,877
繰延税金資産	46,039	—	—	—	—	—	(b) 46,039

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2022 年 3 月 31 日)
法定実効税率	30.62%	34.59%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない金額	0.96%	0.13%
住民税均等割	2.90%	0.09%
評価性引当額の増減	△138.03%	△85.24%
期限切れの税務上の繰越欠損金	121.04%	8.23%
その他	△0.24%	0.15%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.25%	△42.05%

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、2022 年 3 月 30 日付で資本金を 100,000 千円に減資したことにより、法人事業税の外形標準課税が不適用となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を 30.62% から 34.59%に変更しております。なお、この税率の変更による財務諸表に与える影響はありません。

(資産除去債務等関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資信託の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
営業収益	558,864
委託者報酬	555,863
その他営業収益	3,000
合計	558,864

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

報告セグメントの概要

当社は、投資信託の設定、運用、販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	(株)静岡銀行	静岡県静岡市	90,845	銀行業	被所有 直接 22.4%	資金の借入	資金の借入 (注)	75,000	関係会社短期借入金	—
							借入金の返済	75,000		
							支払利息 (注)	63	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入及び利息の支払については、金融機関との取引であり、一般的な借入条件で行っております。なお担保の提供はありません。

当事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	(株)静岡銀行	静岡県静岡市	90,845	銀行業	被所有 直接 22.4%	資金の借入	資金の借入 (注)	10,000	関係会社短期借入金	—
							借入金の返済	10,000		
							支払利息 (注)	13	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入及び利息の支払については、金融機関との取引であり、一般的な借入条件で行っております。なお担保の提供はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	△65,695 円 00 銭	△54,080 円 46 銭
1 株当たり当期純利益	1,934 円 30 銭	8,622 円 50 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. A 種類株式（無配当株式）及び B 種類株式（議決権制限株式）は、普通株式と同等の株式として取り扱い、1 株当たり情報の算定対象に含めております。

C 種類株式は、配当優先株式であるため、1 株当たり情報の算定対象となる普通株式と同等の株式に含めておりません。

したがって、1 株当たり純資産額は純資産から C 種類株式に係る資産額を控除して算定しております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
純資産の部の合計額	227,167千円	389,724千円
純資産の部の合計額から控除する金額 ※1	1,146,635千円	1,146,635千円
（うち配当優先株式の払込金額）	(1,146,635千円)	(1,146,635千円)
普通株式に係る期末の純資産額	△919,467千円	△756,910千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	13,996株	13,996株
（うちA種類株式）	(116株)	(116株)
（うちB種類株式）	(13,880株)	(13,880株)

※1 純資産からC種類株式に係る資産額を控除しております。

4. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
当期純利益	27,072千円	162,605千円
普通株主に帰属しない金額	－千円	41,924千円
（うち優先配当額）	(－千円)	(41,924千円)
普通株式に係る当期純利益	27,072千円	120,680千円
普通株式の期中平均株式数	13,996株	13,996株
（うちA種類株式）	(116株)	(116株)
（うちB種類株式）	(13,880株)	(13,880株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

3 【委託会社等の経理状況】

- (2) 委託会社であるコモンズ投信株式会社の間接財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。
- (3) 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (4) 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 16 期事業年度の間接会計期間(2022 年 4 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日まで)の間接財務諸表について、イデア監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1) 【中間貸借対照表】

		当中間会計期間末 (2022年9月30日現在)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
I. 流動資産				
現金及び預金			38,132	
直販顧客分別金信託			210,093	
前払費用			5,239	
前払金			84	
未収委託者報酬			199,677	
未収入金			256	
その他			1	
流動資産計			453,484	85.1
II. 固定資産				
有形固定資産				
器具備品	※1		283	
リース資産	※1		1,694	
有形固定資産計			1,977	0.4
無形固定資産				
ソフトウェア			3,749	
無形固定資産計			3,749	0.7
投資その他の資産				
投資有価証券			365	
長期前払費用			3,883	
繰延税金資産			61,200	
差入保証金			8,275	
その他			10	
投資その他の資産計			73,734	13.8
固定資産計			79,462	14.9
資産合計			532,946	100.0

		当中間会計期間末 (2022年9月30日現在)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
I. 流動負債				
リース債務			848	
預り金			24,160	
顧客からの預り金			20,624	
前受収益			346	
未払費用			55,596	
未払金			16,536	
未払法人税等			145	
未払消費税等	※3		6,888	
流動負債計			125,147	23.5
II. 固定負債				
リース債務			1,162	
長期未払金			743	
固定負債計			1,905	0.4
負債合計			127,053	23.8
(純資産の部)				
I. 株主資本				
資本金			100,000	18.8
資本剰余金				
資本準備金		100,000		
その他資本剰余金		27,054		
資本剰余金計			127,054	23.8
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		178,796		
利益剰余金計			178,796	33.5
株主資本計			405,850	76.2
II. 評価・換算差額等				
その他有価証券				
評価差額金			42	
評価・換算差額等計			42	0.0

純資産合計			405,893	76.2
負債・純資産合計			532,946	100.0

(2) 【中間損益計算書】

		当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)
I. 営業収益				
委託者報酬			316,397	
営業収益計			316,397	100.0
II. 営業費用				
広告宣伝費			7,330	
事務委託費			66,326	
支払手数料			74,528	
その他			2,616	
営業費用計			150,802	47.7
III. 一般管理費				
給料			85,679	
役員報酬		23,391		
給料手当		47,371		
役員賞与		4,666		
賞与		10,250		
法定福利費			9,907	
租税公課			183	
地代家賃			4,222	
支払報酬			8,235	
固定資産減価償却費	※1		1,015	
その他			11,963	
一般管理費計			121,207	38.3
営業利益			44,387	14.0

		当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)
IV. 営業外収益				
受取利息			7	
受取手数料			1,105	
その他			43	
営業外収益計			1,156	0.4
V. 営業外費用				
支払利息			25	
その他			55	
営業外費用計			80	0.0
経常利益			45,463	14.4
税引前中間純利益			45,463	14.4
法人税、住民税及び事業税			145	0.0
法人税等調整額			△12,798	△4.0
中間純利益			58,116	18.4

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金		評価・換算 差額等合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	100,000	100,000	27,054	127,054	162,604	162,604	389,658	66	66	389,724
当中間期変動額										
剰余金の配当					△41,924	△41,924	△41,924			△41,924
中間純利益					58,116	58,116	58,116			58,116
株主資本以外の項目 の当中間期変動額								△24	△24	△24
当中間期変動額合計	-	-	-	-	16,192	16,192	16,192	△24	△24	16,169
2022年9月30日残高	100,000	100,000	27,054	127,054	178,796	178,796	405,850	42	42	405,893

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 15年

器具備品 5年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 収益及び費用の計上基準

委託者報酬

委託者報酬は、当社が運用するファンドに係る信託報酬で、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる中間財務諸表への影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（2022年9月30日）

※1 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産から控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。なお減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(単位：千円)

建物附属設備	8,688
器具備品	1,336
リース資産	2,070
合計	12,094

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

当中間会計期間末

(2022年9月30日)

当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	100,000 千円
借入実行残高	- 千円
差引額	100,000 千円

※3 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

※1 減価償却実施額

有形固定資産 454 千円

無形固定資産 561 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当中間会計 期間末株式数
A 種類株式	116	—	—	116
B 種類株式	13,880	—	—	13,880
C 種類株式	52,406	—	—	52,406
合計	66,402	—	—	66,402

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

注. 各種類株式について

A 種類株式を有する株主は、剰余金の配当を受ける権利を有しません。

B 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

C 種類株式を有する株主は、払込金額の50%を超える配当を受け取るまでの間、A 種類・B 種類株主に先立って、配当を受け取る権利を有します。

C 種類株式を有する株主は、株主総会において議決権を行使することができません。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日定時株主総会	C種類株式	41,924	800	2022年3月31日	2022年6月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引関係

①リース資産の内容

有形固定資産

本社におけるファイルサーバであります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、直販顧客分別金信託、未収委託者報酬、未払費用、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当中間会計期間末 (2022 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	365	365	—
(2) 差入保証金	8,275	8,289	13
資産計	8,640	8,654	13
(1) リース債務	2,011	2,005	△5
負債計	2,011	2,005	△5

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 投資信託		365	—	365
資産計	—	365	—	365

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	8,289	—	8,289
資産計	—	8,289	—	8,289
リース債務	—	2,005	—	2,005
負債計	—	2,005	—	2,005

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないものであるため基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金(敷金)の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回りを基礎とした適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末(2022年9月30日)

その他有価証券

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	365	300	65
合計	365	300	65

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(自2022年4月1日至2022年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)
営業収益	316,397
委託者報酬	316,397
その他営業収益	-
合計	316,397

(セグメント情報等)

当中間会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

報告セグメントの概要

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日)

1 株当たり純資産額	△52,925 円 26 銭
1 株当たり中間純利益	4,152 円 40 銭

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. A 種類株式 (無配当株式) 及び B 種類株式 (議決権制限株式) は、普通株式と同等の株式として取り扱い、1 株当たり情報の算定対象に含めております。
C 種類株式は、配当優先株式であるため、1 株当たり情報の算定対象となる普通株式と同等の株式に含めておりません。
したがって、1 株当たり純資産額は純資産から C 種類株式に係る資産額を控除して算定しております。

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	405,893 千円
純資産の部の合計額から控除する金額 ※1	1,146,635 千円
(うち配当優先株式の払込金額)	(1,146,635 千円)
普通株式に係る中間期末の純資産額	△740,741 千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	13,996 株
(うち A 種類株式)	(116 株)
(うち B 種類株式)	(13,880 株)

※1. 純資産から C 種類株式に係る資産額を控除しております。

4. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	58,116 千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る中間純利益	58,116 千円
普通株式の期中平均株式数	13,996 株
(うち A 種類株式)	(116 株)
(うち B 種類株式)	(13,880 株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2023 年 1 月 27 日

作成基準日 2023 年 1 月 16 日

本店所在地 東京都千代田区平河町 2 丁目 4 番 5 号

お問い合わせ先 コンプライアンス部

独立監査人の監査報告書

2022年6月9日

コモンズ投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区
指定社員
業務執行社 公認会計士 立野 晴朗
員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているコモンズ投信株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コモンズ投信株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の実務責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項

付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年1月16日

コモンズ投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区
指定社員 公認会計士 立野 晴朗
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているコモンズ投信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、コモンズ投信株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠してい

るかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。